

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2010 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2010年12月号(J136)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 住友電工 台湾にソーワイヤーメーカーを設立
- 02 日本企業が台湾で初めての新規株式公開 (IPO)
中華民国証券店頭売買センター(GTSM)、遅くとも再来年には KST World 株を店頭上場
- 03 知的財産局、山積みされた特許出願案件の審査を加速
- 04 「植物品種及び種苗法」一部改正案が可決
特許権と育成者権は相互の強制実施権許諾が可能に
- 05 「旺旺牌は混同にあらず」、旺旺が敗訴
- 06 「婦潔」商標の争議 婦潔が敗訴
- 07 韓国 VOV と米国ヘアケアブランド VO5 の商標類似争議
- 08 エイボン「SPOTLIGHT」と「光点 spotlight」の商標類似争議
- 09 商標大対決、猫の白黒ペアを許可せず
- 10 英国の WOLSEY、本家を名乗り出るのが遅すぎた
- 11 香腸(ソーセージ)商標対決、黒橋が紅橋に勝利
- 12 音や味も商標法で保護
行政院が改正案審査を完了、動態など識別に足る新たな商標を組入れ
- 13 著作権侵害の財産権に関わる争議
雅瑪科技、『邊城浪子』ダウンロード提供で10万新台湾ドルの賠償命令
- 14 著作権侵害の財産権に関わる争議
レリーフガラス工芸品の剽窃に30万新台湾ドルの賠償命令
- 15 広告の虚偽及び不実の記載で600万新台湾ドルの罰金、遠伝が敗訴

- 16 広告の不実な記載で 50 万新台幣ドルの罰金、中信銀行が敗訴
- 17 ネット広告の不実な記載、サイトにも責任あり
- 18 国内司法判決で初のケース
仕組債の賠償請求、消費者保護法に基づき賠償命令
- 19 世界銀行の投資環境レポート
台湾の経済ビジネス難易度は世界 33 位、13 ランクアップ
- 20 裁判所組織法改正案が第三読会を通過、裁判書の公開検索はプライバシー保護も考慮
- 21 ウィンウィンを目指し、台湾とイタリアが知的財産権覚書を交わす

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

特許権侵害の民事訴訟における数部の鑑定報告が互いに衝突した問題
—最高裁判所 92 年度台上字第 1479 号民事判決の評論及び分析

02 商標権関連

テーマパークまで作られたほど有名な韓国 MBC テレビのドラマ「大長今」は台湾では商標登録していないものの、著名商標への保護は登録制度を超え、国内で登録したものに限りえないとした事例

03 営業秘密・競争禁止関連

ノウハウの不正売却 エンジニアが産業スパイに関与

今月のトピックス

J101112X8

01 住友電工 台湾にソーワイヤーメーカーを設立

日本の住友電気工業株式会社（以下、「住友電工」）は 2010 年 11 月 11 日、台湾の太陽電池産業クラスター効果を見込んで 20 億円を投じ桃園に太陽電池用ソーワイヤー（シリコンインゴット等の切断に用いられる）を製造する新会社を設立すると発表した。新会社が設立されれば、台湾で唯一のソーワイヤーメーカーとなり、達能科技（Danen Technology Corporation）、緑能科技（Green Energy Technology Inc.）、茂迪（Motech Industries, Inc.）等の台湾太陽電池大手に現地でも供給できるようになり、台湾市場での販売規模とシェアを拡大できるものとみられる。

経済部はここ数年、日本の野村総合研究所とともに「ジャパンデスク」プロジェクトを推進し、日本からの対台湾投資を誘致してきた。今年両岸（台湾と中国）は海峽兩岸経済協力枠組協定（ECFA）を締結しており、台湾の営利事業所得税（法人税）が 17%に引き下げられ、さらには両岸による知的財産権保障協議が締結されたため、日本企業側の対台湾投資意欲が高まっている。

今年 1～9 月に「ジャパンデスク」を通じて台湾に新規投資、追加投資を行った日本企業には、丸紅、ファナック（Fanuc）、ユニクロ、ハウス食品等が含まれる。行政院全球招商聯合服務中心（InvesTaiwan Service Center）の 10 月末現在統計によると、今年外国人による対台湾投資案件は 46 件、金額は 600 億新台幣ドル余りに達し、そのうち日本企業は 13 件を占め、最高の比率を占めた。

経済部関係者によると、今年日本企業による対台湾投資は例年よりも多く、半導体、オプトエレクトロニクス、グリーンエネルギー、クリエイティブ、小売等の領域にわたり、各種様態がみられ、台湾産業チェーンの充実に大きく貢献している。今年日立、東京エレクトロン株式会社（半導体製造設備）、エルピーダメモリ株式会社なども台湾での研究開発センター設置を申請している。

経済部はすでに日立と東京エレクトロンの研究開発センター設立を許可している。エルピーダメモリによる投資額1億米ドルの研究開発センター設立計画は一次審査を通過しており、来年初めには許可される見通し。情報筋によると、エルピーダメモリは研究開発センター設立と同時に、瑞晶電子（Rexchip Electronics Corp）に対する投資を拡大する計画があり、その投資額は期待するに値する。(2010.11)

J101110X8

02 日本企業が台湾で初めての新規株式公開（IPO）

中華民国証券店頭売買センター(GTSM)、遅くとも再来年には KST World 株が店頭上場

中華民国証券店頭売買センター（GreTai Securities Market、GTSM）は証券取引所に先駆けて、シリコンウエハ成膜加工サービスの専門メーカーであるケイ・エス・ティ・ワールド株式会社(KST World Corp.)の IPO の機会を獲得した。同社は 2010 年 11 月 9 日にはすでに幹事証券会社である群益証券（Capital Securities Corp.）を通じて新規株式公開の指導を申告しており、早ければ 2012 年に公開される予定。

KST World は 1998 年福井県に設立された日本資本 100%のハイテク企業。株主には東京海上日動火災保険、NTT ファイナンス、オリックスキャピタル、FVC 等多数の大手企業やベンチャーキャピタルが含まれている。主な業務内容は半導体成膜加工や厚膜の光通信ウエハや MEMS 用ウエハの生産等にわたり、さらにはソーラー用ウエハの再生も含まれる。

KST World の川崎正寛代表取締役は、台湾業務の成長にともない、今後は台湾で株式を店頭公開するだけでなく、台湾に工場を設置し、日本の技術を台湾に導入して台湾のクライアントの近くでサービスを提供していきたい、としている。(2010.11)

J101118Y1

03 知的財産局、山積みされた特許出願案件の審査を加速

14 万件あまりにまで累積している特許出願案件の審査を加速するため、経済部知的財産局はすでに審査機能を強化している。2009 年の審査完了件数は 23,382 件で、2008 年に比べて 16,445 件（42%）増加しており、2010 年 1～10 月も 23,562 件に達して、2009 年同期比で 18,494 件（27%）増加している。さらに行政院は 2010 年 6 月 24 日に「清理專利積案計畫（審査待ち特許出願案件数削減計画）」を承認している。同計画の各措置が予定通りに推進された場合、2010～2015 年の 6 年間に合計 304,700 件が審査完了し、審査待ちの案件数が正常な水準である 75,946 件にまで減り、平均審査期間は 24 ヶ月以内に短縮されることになる。

知識経済時代の到来にともない、企業の研究開発・イノベーション活動は増え続けており、台湾の特許出願件数は 1999 年の 22,161 件から年々増加し、2008 年には 51,909 件に成長している。2009 年は金融危機の影響でやや減少し、46,656 件となった。経済部知的財産局の審査官は増員数に限りがあり、外部の兼任特許審査委員も 2002 年の 780 人から 2007 年には 80 人まで減少している。審査人員が深刻に不足するなか、出願件数が審決件数を大きく上回ってしまい、2010 年 9 月末現在で審査待ちの特許出願件数は 149,862 件に達し、平均審査時間も 40.7 ヶ月に延びている。

審査機能を強化するため、知的財産局は 2009 年から「審査人員による年間審査完了件数増加」、「特許出願取下げの返金制度導入」、「特許料金の項目別徴収」、「海外特許検索及び審査結果の参考拡大」等の措置を次々と実施し、審査人員 1 人当たりの年間審査完了件数を 2008 年の 67 件、2009 年の 89 件から、2010 年には 105 件に引き上げる。これを年間審査完了件数に換算すると、2008 年は 16,445 件、2009 年は 23,382 件となり、2010 年はさらに 27,200 件に増えることが予測される。

大幅に審査機能を強化し、長年にわたる審査人員不足を改善するため、行政院は 2010 年 6 月 24 日に「審査待ち特許出願案件数削減計画」を承認し、経済部知的財産局は 2010 年 8 月に特許検索を手伝う代替役 97 名を導入したため、2011 年には審査完了件数を増やすことができる見通し。さらに「知的財産局で空いている 39 人分ポストへの人員補充」、「任期 5 年の審査人員 170 人の新規採用」、「外部審査委員の検索協力拡大」、「重要ではない業務の

処理を行う周辺組織の立ち上げ」、「特許発展基金の設立」等措施のうち、前3項目については知的財産局組織条例第7条、第16条及び第17条の制限を先に改正する必要がある。行政院は知的財産局組織条例改正案を2010年6月7日に書面で立法院の審議へ送っている。本会期内に立法手続きが完了した場合、2011年度特許審査完了件数は41,000件までに増加し、2012年からは審査完了件数が出願件数を上回り、2010～2015年の6年間で合計304,700件が審査完了し、審査待ちの案件数が正常な水準である75,946件にまで減り、平均審査期間は24ヶ月以内に短縮されることになる。[知的財産局ニュースリリース 2010-11-18] (2010.11)

J101105Y1

04 「植物品種及び種苗法」一部改正案が可決 特許権と育成者権は相互の強制実施権許諾が可能に

行政院院会は2010年11月4日、「植物品種及び種苗法」一部改正案を可決した。当該改正案は行政院が2009年12月11日すでに立法院の審議へ送っている「特許法」改正案に合わせて作成されたもの。今後、植物を特許の対象に加えるために育成者権の強制実施権許諾関連規定を調整するもので、これにより育成者の合法的権利を保障し、産業の積極的なイノベーションと研究開発を奨励する。

行政院農業委員会によると、世界各国の知的財産権関連の法規制度において植物の新品種を保護する方法はそれぞれ異なるが、大部分は特許法、又は専門性の法令或いは両方によって育成者権を保護している。台湾で現行されている特許法第24条第1項では、動植物は特許を受けることができないと規定されているが、植物だけは育成者権で保護することができる。ただし、行政院は国内バイオテクノロジー産業の発展を促すため、経済部が提出した特許法改正案では、動植物が特許適用の範囲に組み込まれている。特許法が動植物に対する特許保護を適用した後に現行の「植物品種及び種苗法」と矛盾が発生しないように、「植物品種及び種苗法」とのすり合わせを行う必要がある。「特許の実施」を「強制実施権の許諾」に変更し、公益増進のため非営利目的で実施するために強制実施権の許諾を請求する場合の要件を明らかに定めるとともに、特許権と育成者権の相互強制実施権許諾の協議システムを新たに定めている。

農業委員会はさらに、今回の改正は育成者の合法的な権利を保障することに基づいたもので、特許法改正に合わせて、産業の積極的なイノベーションと研究開発を奨励するとともに、海外の国際植物育成者権保護制度に足並みをそろえて台湾農産物の世界市場における競争力を高め、農業貿易交流を促進するとしている。

本案件の改正要点は以下の通り：

- (一) 「特許法」改正案の規定に合わせて「特許実施（特許の実施）」を「強制授権（強制実施権の許諾）」に変更。（改正条文第30条、第31条及び第39条）
- (二) 「特許法」改正案に合わせて「合理的な商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議が達成できなかった場合」を、公益増進のため非営利目的で実施するために強制実施権の許諾を請求する場合の要件とし、さらに強制実施権の許諾を許可する際に補償金を同時に査定することを明らかに定める。（改正条文第30条）
- (三) 特許権者が育成者権の強制実施権の許諾を請求する要件を新たに追加し、育成者権が強制実施される際、育成者権者も特許法に基づいて出願者の特許権強制実施権許諾を請求することができるものとする。（改正条文第30条の1）

*植物品種及び種苗法の一部改正案

第30条 国家の重大な情勢に対応するため、もしくは公益を増進するための非営利目的で実施し、且つ請求人が合理的商業条件を提示したにも関わらず、相当期間内に実施許諾について協議を成立できなかった場合、特許主務官庁は請求に基づいて、当該請求人に育成者権の強制実施権を付与することができる。その実施は国内市場の需要に供給することを主としなければならない。

強制実施権の許諾は、非排他的な実施で且つ移転・譲渡してはならないという方法に限定し、さらに実施期間を明確に定め、4年を超えてはならない。

育成者権者が競争制限又は不正競争により受けた裁判所の判決又は行政院公平交易委員会の処分が確定したときは、前項の事由がない場合であっても、特許主務官庁は請求に基づいて、請求人に育成者権の強制実施権を付与することができる。

中央主務官庁は強制実施権の許諾請求書を受理した後、当該請求書の副本を育成者権者に送達し、3ヶ月以内に答弁させるものとする。期限までに答弁しなかった場合は、直ちにこれを処理することができる。

強制実施権の許諾は他人が同一の品種に関わる実施権を取得することを妨げない。

強制実施権者は育成者権者に妥当な補償金を支払うものとし、中央主務官庁が強制実施権を付与する際に同時に査定する。

強制実施権は強制実施に関わる営業とともに移転・譲渡、信託、相続、許諾、又は質権の設定をするものとする。

強制実施権の許諾の原因が消滅した場合、中央主務官庁は請求に基づいて強制実施権を廃止することができる。

第30条之1 特許権者が特許権を利用するのに他者の育成者権を実施する必要がある、且つその特許が当該育成者権に比べて相当な経済意義をそなえる重要技術改良であり、その特許権者が合理的商業条件を提示して育成者権者と育成者権の実施許諾について協議したが、相当期間内に実施許諾について協議を成立できなかった場合、特許権者は前条規定に基づいて主務官庁に対して強制実施権の許諾を請求することができる。

前項規定に基づいて育成者権に対する強制実施権の許諾が請求された場合、その育成者権者は合理的商業条件を提示し、特許法に基づいて出願者の特許権に対して強制実施権の許諾を請求することができる。

第1項の規定に基づいて強制実施権を取得した場合、その実施期間は前条第2項の制約を受けない。

第31条 第30条の規定に基づいて許可された強制実施権者が強制実施権許諾の目的に反した場合、中央主務官庁は育成者権者の請求又は職権に基づいて、その強制実施権許諾を廃止することができる。

第39条 育成者権の変更、強制実施権許諾、許諾、質権の設定、消滅、取消、廃止及びその他の公告すべき事項について、中央主務官庁は公告を行うものとする。

(2010.11)

J101105Y2

05 「旺老牌は混同にあらず」、旺旺が敗訴

蔡合旺事業股份有限公司は「旺」老牌甜不辣（さつま揚げ）商標の「旺」の文字が「旺旺」商標と同一であるため、相手方の商標登録取消を請求していたが、知的財産局がこの主張を却下したため、知的財産裁判所へ提訴していた。[知的財産裁判所行政判決-99行商訴104]

知的財産局は、両商標は類似しておらず、問題となっている「旺」の識別性も極めて低く、誤認混同を生じさせるおそれはないと判断した。裁判官の合議体は両商標に「旺」の文字が含まれているが、「旺」はよく使われる中国語の文字であり、類似の程度は低く、消費者が購買時に普通の注意を施すだけで出所が異なることが判断でき、誤認混同を生じさせることはないと判断し、蔡合旺事業股份有限公司に敗訴を言い渡した。(2010.11)

J101108Y2

06 「婦潔」商標の争議 婦潔が敗訴

台湾で知名度が高い女性専用ボディソープ「婦潔」を生産する婦潔薬品有限公司（Vigill Pharm Co.,Ltd、以下「婦潔公司」）は、賽吉兒股份有限公司（Saugella、以下「賽吉兒公司」）が販売する「菁萃婦潔凝露」が商標権侵害にあたるとして知的財産裁判所に35万新台幣ドルの賠償金支払いと使用差し止めを請求していた。しかし同裁判所は、賽吉兒の製品には「婦潔」の2文字が含まれているが、商標は「賽吉兒」であり「婦潔」ではないため、婦潔公司に敗訴を言い渡した。[知的裁判所民事判決-99民商上2]

婦潔公司側の主張によると、同社は二十数年前から「婦潔液」を販売しており、国内では知名度が高い商標となっているが、大統貿易股份有限公司（Great Union Trading Co.,Ltd.、以下

「大統貿易」は賽吉兒会社が代理販売する「菁萃婦潔凝露」を輸入し、製品に「婦潔」の2文字を使用しているため、消費者を混同させるおそれがある。

一方、大統貿易と賽吉兒会社は、製品に「婦潔」の2文字が含まれているが、元来の製品名が「菁萃婦女潔浴凝露」で長すぎたため、省略して「婦潔凝露」とした経緯があり、商品の宣伝においては商標「賽吉兒」を使用していると反論した。

裁判所は賽吉兒会社が広告や記者会見において販促関連商品はいずれも「婦潔」の文字が突出しておらず、「賽吉兒」の商標で対外的な宣伝を行っており、賽吉兒の商品の包装においても「婦潔」の2文字が突出していないため、商品名称が婦潔会社と混同を生じさせるおそれがあると認定することは難しいとの判決を下した。(2010.11)

J101110Y2

07 韓国 VOV と米国ヘアケアブランド VO5 の商標類似争議

「VOV」は韓国で三大コスメブランドの一つに数えられ、2009年にドラッグストアの屈臣氏(Watsons)が代理店となり台湾市場に進出している。一方、「VO5」は米国のアルベルト・カルバー(AlbertoCulver)が発売しているシャンプーで、1976年から美吾華股份有限公司(Maywufa Company Ltd.)が台湾で代理販売している。[知的財産裁判所行政判決 99行商訴92]

VOVは台湾市場に進出する前の2008年末に經濟部知的財産局に対して「VOV」の商標登録を出願し、コスメ製品が2009年6月から台湾で販売された。しかし同年末に知的財産局は当該商標がアルベルト・カルバーの商標「VO5」に類似しているという理由で拒絶している。韓国の薇歐薇(VOV)はこれを不服とし、知的財産権裁判所に対して行政訴訟を提起した。

韓国の薇歐薇(VOV)は商標「VOV」は3個のアルファベットにはすべて四角の枠があるのに対して、商標「VO5」は単純なアルファベットと数字だけで構成されているため、両者の違いは大きく消費者に誤認を生じさせるおそれはないと主張した。

一方、知的財産局は2つの商標が登録した製品の範囲にはシャンプーが含まれ、販路が重複する可能性がある。さらに韓国の商標の三番目の「V」はローマ数字の5に類似していると判断していた。知的財産裁判所は知的財産局の主張を取り入れ、韓国企業(VOV)に敗訴を言い渡した。(2010.11)

J101113Y2

08 エイボン「SPOTLIGHT」と「光點spotlight」の商標類似争議

有名な化粧品直販会社であるエイボン(Avon)は昨年、スポットライトを浴びるスターをイメージした女性用香水「SPOTLIGHT」を発売し、米国映画『フレンズ』で主役の一人を演じた女優コートニー・コックス・アークエットを宣伝に起用している。香水「SPOTLIGHT」の商標がヘアケア製品「光點spotlight」の商標に類似しているため、經濟部知的財産局は商標登録を拒絶し、エイボンによる訴願請求も棄却された。[知的財産裁判所行政判決- 99行商訴108]

エイボン側の主張によると、同社が発売した「SPOTLIGHT」商標はヘアケア製品の「光點spotlight」商標と比べて英語の大文字と小文字である点が異なり、且つ「光點spotlight」商標には中国語の「光點」があるため、消費者は容易に両者が異なる商標と商品であることを識別できる。

さらにエイボンによると、「SPOTLIGHT」は香水であるのに対して「光點spotlight」は毛髪のスタイリング、染め、清潔、手入れを行う商品であり、両者の性質は異なり、且つエイボンの商品は直販されるため「光點spotlight」が販売される百貨店やスーパーとは販路が異なる。さらに「雅芳Avon」は消費者が熟知している有名ブランドであるため、より大きな保護を与えられるべきであるとして、エイボンは裁判官に原処分の取消と「SPOTLIGHT」商標登録の許可を請求した。

しかしながら知的財産裁判所の裁判官は「光點」は英語「spotlight」の直訳であり、両商標の差は英語の大文字と小文字だけであり、文字の意味は同じであり、類似度が高く、消費者は区別しにくく、消費者に出所が同じであるシリーズの商品であると誤認させやすく、且つ「光

点 spotlight」の商標はエイボンの「SPOTLIGHT」商標より先に登録されているとして、エイボンに敗訴を言い渡した。(2010.11)

J101115Y2

09 商標大対決、猫の白黒ペアを許可せず

衣類の販売・輸出入に従事する民生行股份有限公司（以下「民生行」）は2年前に「黒白猫」の図案で商標登録を出願していたが、オランダのディアジオブランド社（DIAGEO BRANDS B.V.）が異議申立を提出して、同社の世界的に有名なウイスキー「黒白犬（ブラックアンドホワイト）」の商標に類似していると主張。知的財産裁判所は民生行に敗訴を言い渡した。[知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 105]

民生行は同社の商標は白猫と黒猫が隣り合って座っており、鄧小平の「白猫であれ黒猫であれ、鼠を捕るのが良い猫である」という名言からインスピレーションを得てデザインされたもので、ブラックアンドホワイトの知名度を故意に利用しようとしたものではなく、且つ猫と犬の違い、色の配置、線の種類などがいずれも異なり、混同することはないと主張していた。

一方ディアジオブランド社は、民生行の白黒猫の商標は遠くから見ると、いずれも1匹の黒い動物と1匹の白い動物が隣り合っており、容易に混同を生じさせるおそれがあると主張していた。知的財産局もブラックアンドホワイトの「黒白犬」商標は1960年に台湾で登録されており、その後使用の範囲を衣類にも拡大していることに着目した。

裁判官は2つの商標は遠くから見ると同一の出所の商品だと誤認するおそれがあり、さらに宝飾品と衣類の消費者は重複しており、消費者が購入時に白黒猫の宝飾品を白黒犬と同一の会社の商品だと誤認するおそれがあると判断し、民生行に敗訴を言い渡した。(2010.11)

J101122Y2

10 英国のWOLSEY、本家を名乗り出るのが遅すぎた

英国の著名な服飾ブランド「WOLSEY」が2つ出現！英国のWOLSEYは台湾の華益皮件有限公司（以下「華益皮件」）の英語商標が「WOLSEY」であるため、行政訴訟を提起し、商標の登録取消を請求していた。[知的財産裁判所行政判決99 行商訴 115]

英国のWOLSEYは1755年に創業され、1897年にWOLSEYの商標で服飾ブランドを立ち上げた。ゴルフウェアを販売し、1935年と1959年の二度にわたって英国王室御用達の委任状を獲得し、英国王室御用達のニット製品サプライヤとなった。

一方、華益皮件は台湾企業で、他人が登録した「徳全瓊玉與 WOLSEY」商標を引き継ぎ、ベルトのバックル、ボタン、ファスナーに商標を使用している。

2007年英国WOLSEYの台湾代理店である台湾中瑞国際企業股份有限公司（以下「中瑞公司」）は華益皮件の商標が代理販売する服飾の商標と同じであり、華益は他商標の知名度を利用しようとした疑いがあるとして経済部知的財産局に対して無効審判を請求したが、棄却された。

中瑞公司是知的財産裁判所に行政訴訟を提起し、同社の商標は英国において長い歴史を持ち、英国王室御用達の服飾メーカーで世界20カ国に販売拠点を持っており、華益皮件の商標が使用されるベルトのバックル、ボタン及び服飾関連のアクセサリーであるため、消費者に混同を生じさせるおそれがあると主張した。

それに対して華益皮件は、同社の商標は、中国語部分が責任者夫妻の氏名を組み合わせたもので、英語部分のWOLSEYもその他の英単語と組み合わせたものであるため、WOLSEY商標の知名度を利用しようとしたものではないと反論した。

知的財産裁判所は審理の結果、英国企業の代理店である中瑞公司是商標法で定められた期限内に異議申立を行わず、台湾消費者が熟知した有名商標であることも証明できないため、英国企業に敗訴を言い渡した。(2010.11)

J101126Y2

11 香腸（ソーセージ）商標対決、黒橋が紅橋に勝利

黒橋牌香腸（黒橋牌企業股份有限公司）は紅橋牌香腸（黄国祥）の商標が類似しているとして提訴しており、最高行政裁判所は昨日、紅橋牌香腸の敗訴を言い渡し、当該商標の使用を禁止した。

50年近い歴史を持つ黒橋牌は紅橋牌香腸が登録している商標が黒橋牌の商標に類似していると提訴していた。最高行政裁判所は、両社とも橋の構図でデザインが似ている上いずれも香腸を販売しており確実に混同を生じさせ、商標使用許諾等の関係があるように誤認させるおそれがあるため、紅橋牌香腸の敗訴を言い渡し、当該商標の使用を禁止した。

紅橋牌香腸は商標「紅橋及び図」の図案をもち、2007年に商標登録を許可されたが、黒橋牌香腸が異議を申し立て、知的財産局が審理した結果、2009年8月に類似商標であるとして商標登録が取り消された。紅橋牌業者はこれを不服として、行政訴訟を提起していた。

紅橋牌香腸の創業者である黄国輝の主張によると、「閩渡大橋」に似ている橋の図案を自ら描き、2007年に知的財産局に商標登録の出願をして許可されたもので、決して黒橋牌のデザインを剽窃していない。さらに「紅橋」と「黒橋」は中国語の文字、呼称、橋の図案、丸い囲みの図形、色、観念ともに異なり、且つ黒橋牌の商標には外国語の「BLACK BRIDGE」という文字がある。さらに紅橋牌の商品の起源はナイトマーケットであり、主に料理済みで販売されている。それに対して、黒橋牌香腸は冷蔵又は真空包装でギフトセットとして箱詰めされて自営販売されているため、両者は異なっている。

一方、黒橋牌の主張によると、紅橋牌と黒橋牌が創業された場所がいずれも台南市であり、「香腸」を主力商品としている。紅橋牌は明らかに黒橋牌がかつて「紅橋」商標を登録したことを知っており、出発点が善意ではない。また紅橋香腸の原名は阿祥香腸で、紅橋に改名してから販売量が増えており、商標剽窃の疑いがある。

さらに黒橋牌は、1963年に第一号店を開き、登録商標を数十年にわたって使用しているため識別性が高いと主張した。

最高行政裁判所は、2社の商標の中国語は異なるが、全体の外観、構図、デザインが似ており、類似商標に属し、商品にはいずれも香腸等の肉製品、海鮮製品が含まれ、同一又は類似の商品に属するため、容易に関連企業、商標使用許諾の関係があると誤認させるおそれがあるとの判断を下した。(2010.11)

J101124Y2

12 音や味も商標法で保護

行政院が改正案審査を完了、動態など識別に足る新たな商標を組入れ

經濟部は2004年から商標法の改正を検討しており、行政院は2010年11月23日に審査を完了した。近日中に行政院院会に提出して可決された後に立法院の審議へ送られる予定。

今回、商標法は大幅に改正されており、各国商標出願手続きの統合と調和を図るための商標法に関するシンガポール条約（The Singapore Treaty on the Law of Trademarks, STLT）が含まれている。国際化を図るとともに商工業企業の急速な発展や商業取引形態の多様化に対応するため、十分に適用できない条文が改正されている。

改正案では、商標法によって保護され登録出願を経て権利を取得する客体（対象）を明確に定めており、それには商標権、証明標章権、団体標章権及び団体商標権が含まれている。

デジタル映像音声、電子媒体、インターネット等の新たな商取引形態に対応するため、販売の目的をもって性質上、デジタル映像音声、電子媒体、インターネット又はその他の媒体を通して商品又は役務を所持、陳列、販売、輸出入する場合も商標の使用行為に該当するとしている。

改正案では博覧会による優先権に関する規定を追加している。政府が主催又は認可した国際展覧会において、登録商標を使用した商品又は役務を展示し、商品又は役務の展示日から6ヶ月以内に出願した場合、その出願日は出展日とする。

今後、世界貿易機関（WTO）会員の国家徽章、旗及びその他の徽章標記、又は各国が使用する認証明示の政府標記及び国際政治組織の標識もすべて保護を受けるものとしている。(2010.11)

J101106Y3

13 著作権侵害の財産権に関わる争議

雅瑠科技、『邊城浪子』ダウンロード提供で10万新台湾ドルの賠償命令

武侠小说家である古龍の息子、鄭小龍は雅瑠數位科技有限公司（以下「雅瑠公司」）が使用許諾を受けずに同社が設置、運営する「雅瑠文閣」において無断で古龍の小説「邊城浪子」の全内容をコピーし、随時誰でもネット上で閲覧及び印刷できるようにしたため、これは著作財産権の中の複製権と公衆送信権の侵害にあたるとして告訴し、雅瑠公司に対して賠償を請求した。[知的財産裁判所民事判決-99民著訴61]

雅瑠公司側は、今年8月にホームページを更新して使用許諾を受けていない資料を削除しており、9月初めに鄭小龍から書面での通知を受けた後は、すべての文章を削除しているため、裁判官に対して訴えを棄却するよう求めた。

裁判官は、「雅瑠文閣」のサイトに『邊城浪子』を掲載したことは、確実に古龍の著作権を侵害しているが、雅瑠公司がすぐに削除したことを斟酌して、鄭小龍の請求に基づき同社に10万新台湾ドルの賠償金支払いと『聯合報』全国版への判決主文掲載を命じた。(2010.11)

J101121Y3

14 著作権侵害の財産権に関わる争議

レリーフガラス工芸品の剽竊に30新台湾ドルの賠償命令

レリーフガラス工芸品の首美有限公司（以下「首美公司」）は同業者である安格士国際有限公司（以下「安格士公司」）が首美公司のレリーフガラス工芸品「GROW」と「知初」を剽竊したとして90万新台湾ドル近い賠償金の支払いを請求していたが、知的財産裁判所は審理の結果、安格士公司に30万新台湾ドルの支払いを命じた。安格士公司は上訴することができる。[知的財産裁判所民事判決-99民著訴36]

首美公司側に主張によると、同社は1978年に創業し、業界では知名度が高い。「GROW」と「知初」の2作品も安格士公司が設立される以前にホームページ、雑誌『室内雑誌』、雑誌『美化家庭』に広告を掲載している。

さらに首美公司によると、安格士公司与創作者である王○○が無断で作品を複製し、ホームページで大々的に宣伝しており、刑事の部分については板橋地方検察署に起訴されている。民事の部分については安格士公司に89万9750新台湾ドルの賠償金支払いと自社サイトにおける謝罪広告の掲載を請求した。

安格士公司によると、該作品は王○○が提携相手である邑昌藝術玻璃公司の2作品を参酌した後、新たなアイデアと考えが浮かび、それらを自分自身の美感及び芸術的概念と融合し、顧客の要求に応じそれぞれ当該2作品を変更及び研究したもので、決して剽竊又は改作ではない。創作スケッチと説明がその証拠である。

裁判官は、両作品は量的に類似しており、質的にもエッセンスの部分が同じであり、構成も類似しており、且つ安格士公司は非合理的に使用しているため、安格士公司に1作品あたり15万新台湾ドル、合計30万新台湾ドルの賠償金支払いを命じた。(2010.11)

J101116Y4

15 広告の虚偽及び不実の記載で600万新台湾ドルの罰金、遠伝が敗訴

遠伝電信股份有限公司（Far Eastone Telecommunications Co.,Ltd.、以下「遠伝電信」）は「遠伝大双網哈拉990」及び「遠伝大双網哈拉550」サービスを提供し、「ネット内（同社ユーザーへの通話）は無料、ネット外（他社ユーザー）及び市内電話は半額、ネット内のビデオ通信もすべて無料」という広告を打ったが、公平交易委員会（公取委に相当）から広告の虚偽及び不実の記載にあたるとして600万新台湾ドルの罰金を科せられた。遠伝電信は行政訴訟を提訴していたが、最高行政裁判所は遠伝電信に敗訴を言い渡した。[最高行政裁判所判決-99判1142]

遠伝電信はラジオ局で「遠伝大双網哈拉990」、「遠伝大双網哈拉550」の優待キャンペーンの広告を流し、テレビでも対話方式の広告で「遠伝プラス和信（和信電訊股份有限公司、KG

Telecommunications Co., Ltd.) は台湾最大の通信ネット、ネット内の通話は無料」等の宣伝を行った。

消費者の摘発に応じて公平交易委員会が調査した結果、「ネット内通話料金」、「ネット内ビデオ通話料金」はともに最初の5分間だけが無料であり、消費者は広告から「すべて無料」キャンペーンの制限を知りえないことが分かった。同時に遠伝電信の実際の通話料金はネット外及び市内電話の場合220分を超えると秒単位で計算され、広告の「ネット外及び市内電話は半額」とは大きく異なる。

さらに遠伝電信と和信電訊の発信通話時間の累計が中華電信より少ないにも関わらず、広告で「遠伝プラス和信は全国最大の通信網」と述べており、事実と反する。

公平交易委員会は、遠伝電信による広告の虚偽及び不実な記載は消費者の誤解を招き、公平交易法（公正取引法）の規定に違反していると判断し、2007年10月に600万新台湾ドルの罰金を科すとともに、違法広告の即時停止を命令していた。(2010.11)

J101119Y4

16 広告の不実な記載で50万新台湾ドルの罰金、中信銀行が敗訴

中国信託銀行（Chinatrust Commercial Bank -CTCB、以下「中信銀行」）は昨年末に「刷中信白金カード紅利升等高鉄商務車廂（中信銀行プラチナカードのボーナスポイントで高速鉄道のビジネス車両へグレードアップ）」キャンペーンを展開したが、量限定規定のために多くのカード所有者がキャンペーンのサービスを受けることができず、広告の不実な記載に関する争議が発生した。[台北高等行政裁判所判決-99訴1646]

公平交易委員会（公取委に相当）が調査した結果、中信銀行はテレビCMにおいて台詞又は文字の説明などでグレードアップキャンペーンが数量に制限があるとは説明しておらず、中信カードを持って高速鉄道の駅へいけばすぐにボーナスポイントでビジネス車両へグレードアップできると消費者に誤解を生じさせる可能性があることが分かった。中信銀行はネットや高速鉄道駅、請求書郵送の封筒に掲載された広告にはすべて「升等座位有限（グレードアップの座席数に限りあり）」、「限量升等（量限定のグレードアップ）」と表示されているが、消費者は高速鉄道の運行便ごとに割当量があるとは思いつかない。このため50万新台湾ドルの罰金が科せられた。

中信銀行はこれを不服として命令取消請求を行うため台北高等行政裁判所に行政訴訟を提起していた。中信銀行側の主張によると、テレビCMは時間が短いので重要な取引情報を説明するだけにとどまっているが、ネットやポスターなどの広告では「限量升等」の文字を表記している。このため、広告の不実な記載にはあたらない。

台北高等行政裁判所は審理の結果、中信銀行が台湾高速鉄道と契約を交わした際に、高速鉄道が十分な量又は一定の量の座席数又は運行便数を提供することを保証しないと知りえていた。広告掲載前にはキャンペーンの数量に限りがあるとは分かりながら広告において数量に限りがあると十分に告知していないため過失がなかったとはいえないとして、中信銀行に敗訴を言い渡した。同案件はさらに上訴できる。(2010.11)

J101109Y4

17 ネット広告の不実な記載、サイトにも責任あり

行政院公平交易委員会（公取委に相当）は2010年11月8日、ネット広告の不実な記載が増加しつつあり、2003年から現在までに、広告の不実な記載案件の33.8%がインターネットを通じて散布されており、瘦身美容関連の案件が最も多く、公平交易委員会は取締りを強化するとしている。

同委員会によると、ネット商品広告の不実な記載は、商品サプライヤだけではなく、ネットプラットフォーム、オンラインショッピングサイト、及びネットオークションの売り手も製造元ではないが、「商品の提供」又は「販売サービス」を行っているため責任を負う必要がある。

さらに同委員会によると、ネット広告はサイトのタイプによって異なり、不実な記載を行う主体も多様である。各主体が「広告主」にあたり、公平交易法第21条の規定に基づいて広告

の不実な記載に対する責任を負うかどうかは、全体的な取引の手続き状況に基づいて総合的に判断する必要がある。例えば…

- 一. 広告を掲載するサイトの経営主体が自ら商品や販売サービスを提供し、その広告に不実な記載があった場合、当該サイトの経営主体も責任を負う必要があり、自社サイトにおいて7 広告を載せる事業者、オンラインショップサイトの経営業者、ネットオークションを経営する売り手等の主体はすべて含まれる。
- 二. ショッピングサイトの商品供給業者は商品販売と広告内容に関してサイト経営者と実質的に密接な提携関係があるため、サイト経営業者とともに広告の不実な記載に対する連帯責任を負うものとする。
- 三. ブロガーが文章で商品や役務を推薦する際に、故意にメーカーとともに虚偽及び不実な記載で消費者に誤解を招く宣伝を行った場合、メーカーが広告の不実な記載に関する責任を負うほかに、ブロガーも故意に不実な推薦を書いたことについて、公平交易法に基づきメーカーとともに処罰を受けなければならない。

公平交易委員会は最後に、オンラインショッピングサイトが自ら商品、販売サービスを提供して広告を載せる場合は「広告主」とみなされ、公平交易法第21条第1項及び第3項に定める広告の不実記載行政責任を負う必要があると注意を促している。またオンラインショッピングサイトを実施に経営したり広告に参加したりした具体的な状況がみられたり、又は「広告主」とはならないが当該サイトが明らかに他人に誤解を与えるおそれがあることを明らかに知っていて、もしくは知り得るにもかかわらず、それを伝達し又は掲載した場合は、その広告媒体業者とみなされる可能性があり、公平交易法第21条第4項の規定に基づいて民事連帯損害賠償責任を負うものとする。(2010.11)

J101116Y8

18 国内司法判決で初のケース

仕組債の賠償請求、消費者保護法に基づき賠償命令

楊〇〇（男性）は2008年に第一銀行新店支店で定期預金口座を開こうとしたが、銀行が2種類の「元金保証」仕組債を強く勧めた。楊〇〇は仕組債を購入することにしたが、半年後には300万新台湾ドルの損失が出てしまったため、第一銀行に対して賠償請求の告訴を提起した。台北地方裁判所は審理の結果、第一銀行は消費者保護法に基づいて告知の義務を果たさなかったとして、第一銀行に対して仕組債の元金に10%の懲罰性賠償金を加えた334万新台湾ドル余りを楊〇〇に支払うよう命令した。

これは国内司法判決では初めて消費者保護法に基づいて銀行に仕組債販売に関する賠償金支払いを命じたケースとなった。第一銀行では、裁判所が銀行に10%の罰金を科すのは珍しいことであり、今後はこの顧客がこれまで類似の金融商品に投資したことがないかどうか、又は顧客の以前受け取った利息などの詳細な資料を収集して上訴するとしている。

多くの司法実務関係者の見解によれば、仕組債の購入は「投資行為」であり、消費行為ではなく、仕組債の損失に対する賠償請求は多くが棄却されている。第一銀行の仕組債訴訟を担当した裁判官は実務関係者の見方に反して、仕組債の購入はスーツ、住宅、自動車を購入するのと同様と見なして消費者保護法を適用することができ、銀行は懲罰性賠償責任を負うべきだと判断した。

本案件を担当した趙子栄裁判官は判決文において、消費者保護法を適用するかどうかは、実務上ほとんどが行政院消費者保護委員会の見解に基づくもので、これは主務官庁が最初から仕組債購入者の動機が「投資」であり、その他の動機の可能性がないと「見なす」のは不合理であるとの考えを示している。

判決文によると、スーツの購入は消費行為とみなされ、消費者保護法が適用されるが、スーツの購入は就職の面接を受けるため自分に投資するためである可能性があり、面接に成功する場合も失敗する場合もある。仕組債の購入で利益を得るか、損失を出すかもこれと同じである。洋服を買う動機が投資だからといって消費者保護法を適用しないということがあるだろうか。仕組債を投資目的ではなく無駄遣いしないために購入したのであれば、消費者保護法を適用しないのは不公平だといえる。

裁判官によると、もし第一銀行が手数料を得るために顧客を扇動することをせず、銀行の元金、利息保証の広告で煽り立たなければ、楊〇〇は馴染みのない仕組債に対する受け入れ度が低

かったと考えられる。仕組債の購入は住宅や自動車の購入に類似しており、企業が雇用する者は一定の専門知識を持つ必要がある。このため、消費者保護法の適用を類推できるとしている。(2010.11)

J101105Y8

19 世界銀行の投資環境レポート

台湾の投資環境は世界 33 位、13 ランクアップ

世界銀行が「2011 年投資環境レポート (World Bank Doing Business)」を発表した。シンガポールは 5 年連続で首位に輝いた。台湾は世界 183 の経済体の中で 33 位にランキングされ、昨年の 46 位から 13 ランクアップし、過去最高の順位となった。

行政院によると、台湾の順位はここ 3 年連続して上昇しており、一昨年の 61 位から昨年の 46 位へ、さらに今年は 33 位に上昇し、これは政府による投資環境改善が前進したことを示すものだけといえる。

今年の上位 10 カ国の顔ぶれは昨年と比べて大きな変化はなく、英語系の国が多く含まれている。1 位から順に、シンガポール、香港、ニュージーランド、英国、米国、デンマーク、カナダ、ノルウェー、アイルランド、オーストラリアとなっている。(2010.11)

主要な国家・地域の 2011 年投資環境ランキング		
2011 年の順位	経済体	2010 年の順位
1	シンガポール	1
2	香港	3
3	ニュージーランド	2
4	英国	4
5	米国	5
6	デンマーク	6
7	カナダ	8
8	ノルウェー	10
9	アイルランド	7
10	オーストラリア	9
16	韓国	19
33	台湾	46
79	中国	89

注:2010 年の順位は昨年発表された順位。今年は「労働者雇用」の項目が削除されている。世界銀行は 2010 年の順位を調整して再度発表している。(資料出所:世界銀行)

J101129Y9

20 裁判所組織法改正案が第三読会を通過、裁判書の公開検索はプライバシー保護も考慮

裁判所組織法の裁判書公開方式に関する改正案は立法院(国会)の第三読会を通過した。同改正案は 2010 年 11 月 24 日に公布・実施されている。即日からは一般市民は司法院のサイトで 11 月 26 日以後に公開される裁判書については直接当事者の氏名で検索できるようになる。これは知る権利と学術研究発展の促進に役立つと期待されている。

裁判書の公開は司法の公正な審判を監督するのに有効なシステムであり、社会各界の裁判書全面公開に対するニーズに応えるため、司法院は 1998 年から司法院サイトで一般市民に裁判書の全文検索を開放している。法に基づいて公開できない場合を除き、その他各審級の裁判書を全面的にサイト上に掲載していた。

しかしその後個人情報保護が重視され始め、司法院もプライバシー保護を考慮して、サイト検索できる裁判書については 2003 年 6 月から身分証番号を隠し、2005 年 10 月から郷、鎮、街道名を隠し、2007 年 7 月からは自然人の氏名も隠していた。

司法院によると、裁判書の内容には当事者と訴訟関係者の身分証番号、生年月日、住所及び個人を識別するに足るその他の資料が含まれている。大法官解釈の意図に基づいて、これは憲法で個人生活のプライバシーを保障される領域に属し、プライバシー権の侵害を受けない範囲となっている。

裁判所組織法の今回の改正では、裁判書は公報に掲載する以外に適当な方法で公開することができ、裁判書の公開においてプライバシー保護も考慮して、自然人の氏名を除く自然人の身分証番号やその他個人を識別に足る資料については公開しなくてもよいとの規定が追加されている。(2010.11)

*** 裁判書組織法第 83 条**

各級裁判所及び支部は定期的な出版される公報もしくはその他の適当な方法で裁判書を公開しなければならない。ただしその他の法律に規定がある場合は同規定に従うものとする。

前項の公開においては、自然人の氏名を除く自然人の身分証番号やその他当該個人を識別に足る個人資料を公開しなくてもよい。

J101104Z5

21 ウィンウィンを目指し、台湾とイタリアが知的財産権覚書を交わす

知的財産局の王美花局長は 2010 年 11 月 4 日にイタリア経済発展省特許商標局の Avvo. Loredana Gulino 局長と台北にて「台湾經濟部知的財産局とイタリア経済発展省特許商標局との間における知的財産権保護促進及び実施に関する了解覚書」を交わした。イタリアはフランス、スペイン、チェコに続いて、台湾が二国間了解備忘録を交わした第 4 の欧州国家となった。

この了解覚書には主に、両局間の相互訪問、ベストな実務経験の交換、双方の情報交流及びサービスルートの提供、セミナーや活動の共同開催等が含まれ、同覚書の調印によって今後双方がより密接に交流し、両国間のイノベーションにおける提携をさらに強化し、互いの産業経済に繁栄と発展をもたらすことが期待されている。

欧州国家との二国間関係を強化するため、知的財産局は欧州国家との交流、提携を強化し、これによって欧州国家との密接な提携関係を築いていく。[2010-11-04 知的財産局ニュースリリース] (2010.11)

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

**特許権侵害の民事訴訟における数部の鑑定報告が互いに衝突した問題
— 最高裁判所 92 年度台上字第 1479 号民事判決の評論及び分析**

一、前言

特許侵害の民事訴訟の過程において、原告又は被告が共に特許侵害鑑定報告を提出し、被告の侵害行為を証明したり、若しくは自分が原告の特許権を侵害していなかったことについて反論したりすることである。予期できるのは、当事者双方が提出した侵害鑑定報告には必ず反対の意見がある。異なる意見の鑑定報告に対して、裁判所はどう論断するか。最高裁判所 92 年度台上字第 1479 号民事判決はそのような問題を処理している。

二、最高裁判所 92 年度台上字第 1479 号民事判決

(一) 本案の簡単な紹介

原告 A は自分が特許権者であることを主張し、一方、被告 B が敢えて被告 C とインテリア工事の契約を締結し、自家用の大貨車で舞台設備を設置し、舞台車としたので、被告等が NT\$150 万及び法定遅延利息の給付、且つ被告等が再びその特許権を侵害する商品を製造したり、販売したりしてはならないことを裁判所に申し立てた。ところが、被告 C は「昇降回転機能を持つ舞台構造」の実用新案を暫定許可されており、それに基づいて係争舞台車を製造し、且つその舞台車と原告 A の実用新案とは異っている、と主張した。又、被告 B はもともと原告 A に

舞台車をオーダーしたが、かなりの時間が必要なことから、契約を解除し、被告 C と契約を締結し、被告 C に舞台車の製造を依頼したが、ライトが含まれていず、原告 A の特許権を侵害することは知らなかった云々と主張した。

第一審では原告 A は敗訴した。第一審の手続きにおいて、地方裁判所は申し立てによって、中国生産力中心及び国立中正大学などの機構に鑑定を依頼することにした。

第二審でも原告 A は敗訴した。第二審裁判所は台湾高等裁判所台中支部であり、第一審における原告 A が敗訴した判決を維持した主な理由は三つある。(1) 被告等は当該特許権を侵害したことを否認したので、挙証責任分配原則によると、原告は被告の特許権侵害行為に対して、挙証責任を負うべきである。(2) 実用新案の権利侵害鑑定について、鑑定の際、その関係構造を了解するため、外して分析すべきであるが、中国生産力中心は鑑定するとき、係争舞台車を外して分析しなかったため、その鑑定は不精確のものである。(3) 国立中正大学の鑑定報告は特許説明書の記載に準じ、並びに鑑定すべき物を外して分析したので、その鑑定が信頼でき、その鑑定報告の鑑定すべき物と原告の特許権とが実質上同一機能及び同一効果が達成できるが、技術思想及び具備している機能が異っているので、両者は同一ではなく、被告は原告の特許権を侵害していなかった、と認めた。

本件第三審のとき、最高裁判所は原審判決を棄却した。第三審の主な争点は、鑑定報告の分析意見に反対があるとき、裁判所では第三個の鑑定機構に鑑定を依頼すべきか否か、という点である。

(二) 最高裁判所の見解

第三審における争点は、鑑定報告の分析意見が相反する場合、裁判所の取るべき処置である。最高裁判所は高等裁判所で実用新案第 144014 号権利侵害の認定が行われるとき、妥当に異なる鑑定報告の不同意見の問題が処理されなかったと認めた。

本件の争点について、最高裁判所は「中国生産力中心は係争舞台が連結されている舞台車に対する構造分析のときに、「分析すべき物はより高い揚程の昇降圧缸で、本件特許の固定架及び昇降圧缸を代わり、その圧缸を利用する方式機能及び結果が実質上同一となっている」云々と表示し、その結論では、分析すべき物と上訴人が上記すでに特許権を取得した舞台車の構造実用新案範囲が実質上同一となっている、と認定した。一方、国立中正大学の鑑定では、上記の特許分析報告結論の均等論の分析において、鑑定すべき物と上訴人の上記特許と実質上の機能が同一の効果が達成できる、と認定したが、両者の「技術思想及び具備している機能が異っている」ので、鑑定すべき物と特許範囲が同一ではない、云々とも認定した。果たして上記両者の技術思想及び具備している機能には何の差異があるのか。当該鑑定機構はそれについて説明しなかった。それに対して、上訴人に争議があり、原審ではそのほかの鑑定機構の意見を諮詢せず、詳細に調査し並びに取捨の理由も説明しないで、上訴人にとって不利の判断を出したので、公平ではなかった。上訴趣旨にて原判決が不当だったので、廃棄すべきである旨の指摘は理由がないとは言えない。」

三、評論

本件において、最高裁判所の判決と関係ある特許は僅かに実用新案第 144021 号「後斜空式舞台車構造」である。第一審の手続きにおいて、地方裁判所は鑑定を中国生産力中心及び中正大学に依頼した。第一審判決では、地方裁判所が中国生産力中心の鑑定報告を採用しなかった原因は、中国生産力中心が鑑定するとき、鑑定すべき物を外して分析しなかったことである。

第二審判決では、高等裁判所は地方裁判所の鑑定報告に対する意見を維持した。中国生産力中心の鑑定報告に対して、地方裁判所よりも一つ採用しなかった理由が増えた。それは中国生産力中心の鑑定方法は精確に特許出願範囲を解読しなかったことである。

ところが、高等裁判所は証拠(中正大学の鑑定報告)を論証するとき、矛盾な陳述が出現した。即ち、鑑定すべき物の達成効果分析において、高等裁判所は「鑑定すべき物と係争特許とは後斜空式舞台車構造であり……可動式舞台車の効果に達成したので、鑑定すべき物と本件特許が達成した実質効果が同一である。上記の均等分析比較によって、鑑定すべき物と本件特許とは実質上同一の効果が達成できるが、技術思想が異っているので、均等に属しない。」と認め、且つ高等裁判所が引用した鑑定結論では、更に「上記の分析

比較は、鑑定すべき物と係争特許とは実質上同一の機能を有し、実質上同一の効果が達成できるが、「技術思想及び具備している機能が異っている」と叙述したので、鑑定すべき物と公告第 327377 号（出願番号 86206554）特許出願範囲と同一ではない。」

最高裁判所はその疑問を発見し、「国立中正大学の鑑定では上記特許分析報告の結論において均等論の分析に関して、鑑定すべき物と上诉人の上記特許とは実質上の機能が実質上同一の効果が達成できるが、両者の「技術思想及び具備している機能が異っている」ので、鑑定すべき物と特許範囲とは同一ではなく、一体上記両者の技術思想及び具備している機能にどんな差異があるのかについて、当該鑑定機構が説明しなかった。」と指摘した。

しかし、最高裁判所は中国生産力中心の鑑定報告が採用できるか否かについて決定しないままに、高等裁判所に「上诉人に争議があり、原審ではそのほかの鑑定機構の意見を諮詢せず、詳細にわたる調査も取捨の理由の説明もせず、上诉人に不利の判断を取ったので、妥当ではない。」と指示し、即ち最高裁判所は高等裁判所が第三個の鑑定機構の鑑定に依頼することを希望している。

本件の核心問題は第三個の鑑定機構に鑑定を依頼する問題ではないかもしれないが、第三個の機構の鑑定報告には係争二部の鑑定報告の欠陥が発生されないとは言えない。核心問題は、どう鑑定機構を選択するのか、又はどう鑑定機構に鑑定を要求するのか。さもなければ、第三個の鑑定機構に依頼しても、その鑑定報告も特許権侵害の認定根拠にすることができない可能性がある。そのため、最高裁判所はもっとはっきり「如何に鑑定機構を選択する原則」、又は「如何に同鑑定進行の原則を指示するのか」について提示すべきであり、そうすれば鑑定報告の証拠能力としての品質が高められるのである。

四、結論

最高裁判所 92 年度台上字第 1479 号判決に基づき、特許権侵害訴訟において、裁判所は鑑定報告の間に矛盾の意見が発生した場合、第三個の鑑定機構の意見を求めるべきである。但し、第三個の鑑定機構を選択しても、侵害行為が構成するか否かについての意見の形成に必ず助けになれるとは言えず、全てが下級審の証拠取捨の論断に論理的な矛盾を避けることに頼るべきものである。

02 商標権関連

テーマパークまで作られたほど有名な韓国 MBC テレビのドラマ「大長今」は台湾では商標登録していないものの、著名商標への保護は登録制度を超え、国内で登録したものに限りえないとした事例

■ハイライト

業者 A は 2004 年 8 月、韓国ドラマ「大長今（テジャングム）」（NHK で 2004 年に放送された際の題名は「宮廷女官チャングムの誓い」）をしょう油やはちみつなどを指定商品に商標登録出願をしたところ、知的財産局から拒絶されたため、最高行政裁判所まで争っていた事件である。

知的財産局によれば、「大長今」は韓国 MBC テレビの著名商標であり、台湾業者 A がそれを商標登録しようとするれば、公衆がそれが使われた商品の出所に混同誤認を生じさせる可能性があり、出願を拒絶査定とした。

A は行政裁判所に対し、知的財産局は韓国 MBC テレビが台湾で先行登録をし、「大長今」についての商標の所有権を合法的に取得したことに関する如何なる証明資料も提出しておらず、また「大長今」はドラマで、そして自分は大長今を商標として食品に使用しようとするのであり、性質上大いに異なり、混同誤認をきたす虞がないとしたうえで、知的財産局が勝手に拡大解釈をしたと主張する。

最高行政裁判所によれば、商標法により著名商標に対する保護は登録制度を超え、国内で登録したものに限りえないとする見解を示した。

最高行政裁判所判決

裁判番号：98 年度判字第 191 号

裁判期日：2009 年 02 月 26 日

件名：商標登録

一、 事案概要

控訴人Aは2004年8月6日、「大長今」（以下、係争商標）について商標法施行細則第13条により定めた商品及び役務分類表第30類の「しょう油、塩、胡麻ソース、酢、蜂蜜、調味料、ぎょうざソース・・・」を指定商品に被控訴人の知的財産局に登録出願をした。知的財産局で審査したところ、本件係争商標「大長今」は韓国MBCテレビの著名商標であることと認定し、これを商標として蜂蜜（はちみつ）、ロイヤルゼリー、ビープロポリス等養生食品（健康食品）に使用すると、消費者が商品を提供する出所について混同誤認を生じさせるおそれがあり、2005年8月17日に拒絶査定処分（以下、原処分）をした。Aはこれを不服として高等行政裁判所に訴訟を提起して棄却され、さらに最高行政裁判所に控訴した。

二、 控訴人の主張

商標法第23条第1項第12号が適用されるには、他人が既に国内若しくは国外で法により先行登録し、確実な商標所有権を取得したと認定するのに十分かつ明確な事実証拠があつて、かつ他人が所有する（使用するにとどまらず）商標は著名であり、出願登録に係る商標について関連公衆が混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は他人の商標と特定の商業的主体間との連携能力を弱体化させ、並びに他人の商標に関する信用若しくはイメージに損害を与え、汚すものであってはじめて、これにあたる。

本件被控訴人は韓国MBCテレビが台湾内外で法により先行登録を経て「大長今」商標の所有権を合法的に取得し、かつ「大長今」を商標として「漢方薬を含む薬膳、塩、しょう油、ゴマたれ、トウパンジャン、調味料、ぎょうざソース、酢、焼肉たれ、はちみつ、ビープロポリス、ロイヤルゼリー」などの商品に使用して販売していたことに関する如何なる資料も提出しておらず、また韓国MBCテレビがわが国のどの法律により合法に「大長今」商標を所有していると認定しているかを指摘していない。被控訴人がいう、韓国MBCテレビが行ったライセンス及び商品販売活動は、法により韓国MBCテレビが合法に「大長今」に関する商標の所有権を取得したとみなすことができず、またMBCテレビが台湾で合法に「大長今」商標を使えるとも考えられない。控訴人が係争商標に関する指定商品は韓国MBCテレビが制作したテレビドラマとは性質上大いに異なり、混同誤認をきたす虞はない。

三、 被控訴人の主張

本件係争商標は横書きの中国語文字「大長今」の三文字からなる。そして「大長今」は韓国MBCテレビが制作した宮廷女官に関するドラマの題名で、台湾を含めてアジア諸国、アメリカシカゴのテレビ局で放送されたときに非常に高い視聴率を記録したため、韓国MBCテレビは「大長今」のキャラクターグッズを販売するようになり、しかも本件係争商標出願日の2004年8月6日より前に台湾の自由新聞網（ニュースネットワーク）ではすでにこのテレビ局が発売するキャラクターグッズが大ヒットしたニュースを報じたことから、「大長今」は単なるドラマの題名だけでなく、その人気から同ドラマのキャラクターグッズ販売にまで発展し、「大長今」商標の使用を健康食品に許諾したりするなどMBCテレビはライセンス及びキャラクターグッズ販売によって多額の利益を得ている。またインターネットで検索してみたところ、「大長今」に関する資料は数万件に達し、「大長今」が係争商標に係る登録出願時に既に関連事業者又は消費者の間で広く認識され、周知であると考えられ、係争商標よりも比較的大きな保護を与えるべきである。また、韓国MBCテレビはスキンケア専門家にも「大長今」をテーマにした基礎化粧品の販売を許諾し、香港大手ドラッグチェーンストア「Watsons（屈臣氏）」を通じてリリースした。このため、控訴人は全く同じ中国語文字の「大長今」を商標として、しょう油、ゴマたれ、ぎょうざソース、焼肉たれ、酢、はちみつ、ビープロポリス、ロイヤルゼリー・・・等食べ物をおいしくする調味料や養生食品（健康食品、サプリメント）に使用することを指定する以上、公衆がそれによって表される商品の出所について混同誤認を生じるおそれがある。両商標の類似の程度、引用商標の知名度、指定商品の類似の程度及び関連消費者が両商標に対する熟知の程度等諸要素から考慮して、本件係争商標は消費者がそれによって表される商品の出所又は製造販売主体について混同誤認を生じ、誤って買ってしまうおそれがあると客観的に判断する。したがって、商標法第23条第1項第12号の適用があると考えられる。

四. 原判決における判断

1. 係争商標は中国語「大長今」の三文字で構成される。「大長今」が韓国 MBC テレビが制作したドラマの題名で、同ドラマがアジアの多くの国々で放送され、アメリカシカゴのテレビ局でも放送されていた。台湾で放送されたときに、極めて高い視聴率を記録し、誰もが知っていると言っていいほどの人気ドラマである。ドラマの中で多くの漢方薬、食材、体にいい調理法、漢方医等東洋文化を紹介し、薬膳の作り方を詳しく視聴者に教え、漢方薬で体調を調整したり病気を治療したりするなど、話題を呼んでいた。韓国 MBC テレビはさらに「大長今」に関するキャラクターグッズを発売するようになり、ドラマ、DVD製品、レシピ、漫画、小説、観光サービス、飲食、健康食品にまで発展した。係争商標が2004年8月6日の出願日より前にマスコミでは既に「大長今」に関するキャラクターグッズが大ヒットしたニュースが報じられ、インターネットからダウンロードした資料が訴訟ファイルに添付されている。以上のことから、「大長今」は単なる韓国のドラマの題名だけでなく、係争商標の登録出願前に既に商標の形で同ドラマ関連キャラクターグッズに使用され、関連消費者がそれを商品の出所を表す商標として認識するに足りる。
2. 台湾全国商業総会及び財団法人台湾シンクタンク等機構は2005年3月27日のサービス業の異業種統合ビジネスチャンスシリーズ検討会で、特に「台湾の『大長今』に期待する——創意産業から生まれるビジネスチャンス」をテーマに、テレビドラマからそのキャラクターグッズの大ヒットまで「大長今」というドラマから生み出された経済的利益は如何に大きいか、をきっかけに台湾産業界の今後のマーケティング活動の手本として検討を進めたぐらいだから、「大長今」商標は係争商標登録出願時には既に関連事業者又は消費者の間で広く認識され、周知であると考えられる。
3. 著名商標の保護範囲は一般の商標より広いから、当然台湾で登録されたことを必要としない。控訴人は、係争商標の出願時に引用商標はまだ台湾で登録されず、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがなく、また引用商標はドラマであり、著作物であるため、商標権の範囲に入らないというのは取るに足らない。控訴人が中国語「大長今」を係争商標の標章に、「肉まん、塩、しょう油、ゴマたれ、トウパンジャン、ぎょうざソース、焼肉たれ、酢、はちみつ、ロイヤルゼリー、ビープロポリス・・・」など食べ物をおいしくする調味料や健康食品と関連する製品への使用を指定すると、当然一般の消費者が係争商標によって表される商品の出所や製造販売主体について、引用商標と連想し、混同誤認を生じるおそれがあり、登録を認めるべきではない。

五. 最高行政裁判所の判旨

- (一) 商標第23条第1項12号により、「他人の著名商標又は標章と同一又はこれに類似するものであって、公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名商標若しくは標章の識別性若しくは信用を減損する（ダイリューション）おそれがあるもの」は（商標）登録を受けることができない。いわゆる「著名商標又は標章」とは、当該商標又は標章は既に関連事業者若しくは消費者の間で広く認識されているものと認定するに足りる客観的な証拠があるものをいう。その認定基準はわが国で登録され、登録出願され、又は既に使用されていたことを前提要件とせず、保護範囲も一般の商標より広い。いわゆる「公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある」とは、商標又は標章であって、商品の関連消費者がそれによって表彰される商品の出所又は製造販売主体について混同誤認を生じるおそれがあることをいう。また混同誤認のおそれがあるかないかは、商標識別力の強弱、商標の類似及び商品（役務）の類似等関連要素の強弱・程度、相互関連性及び諸要素等を総合的に考慮し、関連公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかを判断する。
- (二) 1. 原判決においては、韓国 MBC テレビ所有の「大長今」商標に関し、本件係争商標2004年8月6日の出願時に、客観的に見て既にわが国関連事業者又は消費者の間で広く認識され、周知であると判断した。控訴人が登録出願する「大長今」商標は単なる中国語「大長今」の三文字で構成され、上記韓国 MBC テレビ所有の著名商標「大長今」の中国語と同一で、事実欄に記載された商品等を指定商品にすると、確かに通常の知識・経験を有する消費者が購入のときに通常の注意を払ってでも、それによって表彰される商品の出所若しくは製造販売主体について混同誤認を生じるおそれがある。控訴人が係争商標が商標法第23条第1項第12号に違反することを理由に本件出願を拒絶処分

にし、訴願決定においてもこの見解が維持されたことに誤りはない。

2. 控訴趣意書によると、「被控訴人が誤って法規命令を解釈したと指摘し、時代劇の著作物『大長今』と「他人の著名商標」の商標権と混同するばかりか、明確な法律の授權がないにもかかわらず、「混同誤認」を無断で拡大解釈し、「大長今」商標の他の全ての項目の法による登記権を完全に禁止し、かつ排除するのは、行政法と商標法に関する一般の行政原則に反する。被控訴人が立証したライセンス（使用許諾）は著作権であり、商標権ではなく、しかも軽率にインターネットから調べたニュース、資料を引用する。控訴人の登録より後に開かれた学術研究のための検討会の内容を「著名」及び「公衆」の裏づけ証拠に引用したのも、その「他人の著名商標」に対する判断基準に納得できない。また、控訴人が被控訴人に対し登録出願当時、ドラマ「大長今」は台湾で放送されて1ヶ月余しか経たず、中国語「大長今」は客観的に見てドラマや書籍など著作権以外の関連事業者又は消費者の間でも広く認識されているかどうか？疑う余地がないわけではない。しかも、同ドラマが日本、香港、アメリカ等々の国で放送されたときに、中国語「大長今」の標章を使ったかどうか、被控訴人は関連証拠を提出していない。被控訴人が提出した証拠物、例えば「DVD映画、マスターテープ、養生レシピ」はいずれも商品若しくは役務における商標権の使用とライセンスに非ず、商標法第2条に反する。さらに、被控訴人が提出した事実と証拠を総合的にみて、「大長今」は既に関連事業者又は消費者の間で広く認識されているという結論が得られている。商標法施行細則第16条によらないで、控訴人が事実の欄に記載された商品を指定商品に商標登録出願をしたことは、韓国ドラマ「大長今」で描かれた古代の朝鮮の宮廷の内容又は韓国MBCテレビが商標使用を許諾した（ライセンスした）商品とは、全く公衆に混同誤認をきたす虞はない。

(三) さらに調べたところ、原審訴訟ファイルに添付された、群英社国際股份有限公司（株式会社）2006年8月10日付第13号書簡及び商標登録証明授權書に記載されたことから、同社は既に韓国MBCテレビから商標使用許諾を取得しているため、本件「大長今」は確かに群英社国際股份有限公司に商標の使用が許諾されたことが分かり、「大長今」商標権者が幅広く使用していると言え、わが国関連事業者又は消費者の間で広く認識されていることの証拠の一つとしてよい。控訴人が、『大長今』はたとえ韓国MBCテレビが制作したドラマであっても、映画著作物であり、『商標』の所有権の合法的取得と使用にあたらぬ。著作権と商標権は範囲が異なり、被控訴人が提出したライセンス行為は著作権に関するもので、商標権に関するものではない」と主張するのは根拠のないことである。

(四) また、商標は著名かどうかは国内の消費者の認識を基準とすべきであって、国内の消費者がその商標の存在を広く認識しているのは、国内で幅広く使用されていたからである。ただ、商標はたとえわが国で使用されておらず、又はわが国での実際の使用状況はそう幅広くないとは言えども、当該商標が国外で幅広く使用されたことによって築き上げた知名度はわが国にも達したものは、やはりその商標を著名と認定することができる。WIPOの著名商標保護の既定に関する合同備忘録（覚書）第2条第3項第(1)号：「著名商標の判断材料としてはならない要素：(a) 加盟国は次に掲げる要素を著名商標と認定されるための必須条件とみてはならない：(i) 当該商標は既に加盟国で使用され、登録され又は登録出願されている。」（中国語訳は知的財産局のインターネット版を引用）本件登録出願時に有効な著名商標又は標章認定要点第7点は上記合同備忘録を引用して「七、この要点における著名商標又は標章の認定は、わが国で登録され、登録出願され又は使用されていることを前提要件としない」と定めている。商標主務官庁は商標法第23条第1項第12号においていう著名商標又は標章に関する技術的事項、詳細については職権により、解釈的規定および裁量基準を發布し、関連法令、解釈権を有する資料若しくは実務上の見解を提供して商標審査官の職務執行の根拠とすることが法の許すところである。

(五) そのうえ、商標法第2条、第29条から、わが国は登録主義をとっていることが分かる。ただし、著名商標に対する保護は登録制度を超え、商標法第23条第1項第12号における著名商標に対する保護は国内で登録された著名商標に限らず、国内外で登録されたも

のも未登録のものも含まれる。著名商標が国内外で登録済みかどうかは、ただその商標権者がその商標に対する保護又は市場に幅広く使用されているかを認定する際の裏づけ証拠でしかない。国内外でそれが登録されているかどうかは、商標法第 23 条第 1 項第 12 号の著名商標に対する保護を論ずるポイントではない。

03 営業秘密・競業禁止関連

ノウハウの不正売却 エンジニアが産業スパイに関与

■ハイライト

エンジニア郭小明は、その川上業者に鞍替えし、副総経理に就任した。前に勤務していたワイヤレス RF マウスの製造業者である海歐科技が追跡調査した結果、同氏が同社の研究開発したノウハウを不正に売却したことを発見し、背任罪として告訴を提起した。士林地方法院で審理した結果、郭小明が産業スパイに該当すると認定し、背任罪に違反するとして懲役八ヶ月に処した。

海歐科技の話によると、1999 年 4 月郭小明（当時 35 歳）は同社に入社した当時、最初は研究開発部門に配属され、ワイヤレス RF マウスの研究開発を担当していた。2001 年 1 月 16 日に離職し、浩年科技に鞍替えし、研究開発部門の副総経理に就任したときに、海歐が社内調査を行った結果、郭氏がワイヤレス RF マウスの開発研究ノウハウの不正売却に関与したことが分かった。

海歐科技の話によると、郭小明が 2000 年 11 月 17 日夜、パソコンで致伸会社が注文したシングルチャンネル RF マウスモジュールの発信器、受信器、サイズ及び研究開発時間、必要とする機器設備などの資料を電子メール方法で、致伸会社の協理羅氏に伝送したことから、致伸会社はマウスの製造コストが掌握でき、自ら製造したことにより、海歐会社へのオーダーがキャンセルされるに至り、郭小明は致伸会社から NT\$10 万元を取得したという。

海歐科技の主張によると、これまで同社にマウスをオーダーしていた浩年公司には、製造に関する研究開発の能力を有しないが、2001 年 1 月 5 日に郭小明は、自宅でシングルチャンネル RF マウスの設計資料に関するコンピューターファイルを浩年公司に伝送したことにより、浩年は膨大な研究開発費用を節約することができ、郭小明はその後、浩年に鞍替えして、研究開発部門の副総経理として就任したという。

本件は、士林地検により取調べが行われ、起訴された事件である。裁判所での審理段階において、郭小明は、産業スパイではなく、致伸会社に伝送したのは、マウス製品のカタログ、規格及び品番であり、商業機密ではないこと、また浩年公司に伝送したマウスの設計資料については、自ら設計したものであり、海歐会社による研究開発のノウハウではなく、同社による研究開発の成果を盗用しないことなどを抗弁した。

裁判官が、調査した結果、海歐科技は早くから 1999 年 12 月にワイヤレスマウス量産の研究開発に取り組んでいて、発売のときにも記者会見が開催され、さらに郭小明は致伸、浩年公司に伝送した電子メールの内容を照会した結果、海歐会社によるワイヤレス RF マウス設計と同一の箇所が数多くあることが確認されたので、郭氏が技術的ノウハウの不正売却に該当し、背任罪に問われるべきであるとして、懲役八ヶ月に処した。

- 1、裁判番号：93 年度易字第 293 号
裁判期日：2006 年 08 月 16 日
裁判事由：背任罪
関連条項：中華民國刑法第 342 条

- 2、当事者
公訴人：台湾士林地方法院檢察署檢察官
被告：郭小明

3、判決の内容

3-1 裁判主文

郭小明は連続して他人のためにその事務を処理するときに、あえて自己及び第三者の不法利益を図り、その任務に背く行為をし、本人の利益に損害を生じさせたことにより、懲役八ヶ月

に処する。

3-2 事実摘要

郭小明は1999年4月8日に海歐科技股份有限公司（つまり Globlink であり、以下海歐公司と称する。〇〇市〇〇区〇〇街 101 号 2 階に所在する）に入社し、勤務期間には研究開発部門でワイヤレス RF マウスなどコンピューター製品の研究開発業務を担当していた。ところが、郭小明は海歐公司のシングルチャンネル RF マウスモジュール（One Channel RF Module）に関する情報はその業務上知悉した商業秘密であることを明らかに知りながら、あえて自己及び致伸実業股份有限公司（即ち Primax であり、以下致伸公司と称する）、浩年股份有限公司（即ち Cellink であり、以下浩年公司と称する）の不法利益を図り、しかも概括的故意に基づいて、連続して無断で会社業務の秘密を取得するために次の方法により便宜を図り、その任務に違背したことにより、海歐公司に損害を生じさせた：(一)致伸公司はもともと海歐公司のクライアントであったが、郭小明はあえて、海歐公司による許諾や同意を得ないで、その任務に違背し、前記のシングルチャンネル RF マウスモジュールを製造するための発信器（Transmitter）、受信器（Receiver）、サイズ（Size）、研究開発時間、必要とする機器設備及び予想コストなどの商業秘密を、2000年11月17日夜、その自宅で電子メール方法で、自分のメールボックスから前記の資料を致伸公司協理の羅錦のメールボックスに伝送したことにより、新台湾ドル（以下同じ）10万円の不法利益を取得し、海歐公司に損害を蒙らせるに至った。(二)また、浩年公司はもともと研究開発部門を設立しておらず、海歐公司製品の販売業者である。郭小明はあえて2001年1月5日早朝、自宅で海歐公司が自ら研究開発を進んで、直ちにシングルチャンネル RF マウス製品の応用、製造ができる Gerber コンピューターファイル（即ち O-Mouse Receiver Ver.1.01.zip である）を電子メール方法で、自己の電子メールボックスから前記の資料を浩年公司の従業員尹素恵のメールボックスに伝送し、海歐公司に損害を蒙らせるに至った。その後、郭小明は2001年1月16日に退職し、浩年公司に鞍替えし、新たに設立した研究開発部門の副総に就任し、シングルチャンネル RF マウス等製品の研究開発業務を担当することになった。郭小明は突然に会社をやめ、浩年公司に鞍替えしたことに対して、海歐公司以異常が発覚し、すぐ会社の電子メールボックスのシステムをチェックした結果、前記の不法行為が発見された。

3-3、理由摘要

- (1) 被告郭小明は2001年1月16日に告訴人である海歐公司を退職し、退職前は告訴人海歐公司の研究開発部門に配属され、仕事の内容にワイヤレス RF マウスなどコンピューター周辺製品の研究開発業務が含まれていたことは、海歐公司による2000年12月、2001年1月の従業員賞金記録、従業員出勤記録表、従業員退職申請（通知）表、労働者保険解約申請表及び仕事引継リスト等の写し各一冊が裏付けとしてファイルに付されていることから、調べることができる。
- (2) 被告郭小明は、秘密保持契約書を締結していないが、被告郭小明は告訴人海歐公司の研究開発部門に所属していたので、会社のためにクライアントを誘致し、最大利益を図る義務を負うべきである。それは、雇用契約書の付随義務でもあり、即ち、雇用者は、絶対に指示に従い、その労役に服し、しかも忠実に勤務、機密保持、競業をしないことの義務を負うべきであり、雇用期間内に知悉したかそれとも所持した告訴人の機密資料の守秘義務の維持を必要とする措置を取るべきことは当然である。
- (3) 被告郭小明は電子メールでシングルチャンネル RF マウスモジュールを製造するための発信器、受信器、サイズ、研究開発時間、必要とする機器設備及び予想コストなどの商業秘密の資料を致伸公司協理の羅錦に伝送したほか、直ちにシングルチャンネル RF マウス製品の応用、製造ができる Gerber コンピューターファイルを浩年公司の従業員尹素恵等に伝送した事実は、被告郭小明的供述により、明確であり、また、証人羅錦、尹素恵は、本院での審理の際に真実であると証言したほか、更に One Channel RF Module という主旨の電子メール等が裏付けとしてファイルに付されているので、信用できることである。本件で先ず論断されるべきことは、告訴人海歐公司がシングルチャンネル RF マウスモジュールの研究開発をしたか否かである。調べた結果、告訴人海歐公司は早くから1999年間にすでにシングルチャンネル RF マウスを研究開発したことは、証人である海歐公司の副総経理、研發（研究開発）部門の経理が詳細にわたり証言したほか、海歐公司の会計伝票、領収書(発票)がファイルに付されているので、立証できることである。それ故、被告

は海歐会社が2000、2001年頃にはシングルチャンネルRFマウスのノウハウを持っていなかった云々と抗弁したことは、明らかに事実ではない。

- (4) 被告郭小明は、暇の時間を利用して作成したものであり、海歐会社の商業秘密をもって修正したものではないと抗弁した。ところが、証人談国芬が取調べに応じて、数回にわたり、告証七のボーレート (BAUD RATE)、出力パワー、電源パワーコラムにある数字が告証二十と異なる以外に、その他の部分は、すべて告証二十を引用したものであると証言した。即ち、注記の箇所と方法が告証二十と同一であることなどについても、被告郭小明から羅錦に伝送された電子メール (即ち告証七である) 及び談国芬から被告郭小明に伝送された規格/品番リスト (即ち告証二十である) がファイルに付されているので、照合できることである。それ故、被告郭小明は告証七は自ら作成した一般市場での規格リストを致伸会社に伝送し、海歐会社の資料を伝送しなかった云々と抗弁したことは、明らかに事実と合致しておらず、信用に足りぬものである。
- (5) 又、被告郭小明は取調べ中に提出した海歐会社のカタログ (即ち GLOBLINKRF MODULE) と、被告郭小明が電子メールとして致伸公司協理の羅錦に伝送したシングルチャンネルRFマウスモジュールの発信器、受信器及び必要とする機器設備等の資料と照合したところ、内容及びフォームのいずれも著しく異なっているため、被告郭小明はシングルチャンネルRFマウス資料が早くから公開されたことと抗弁したことは、事実と符合せず、信用に足りぬものである。
- (6) 被告郭小明は、三星公司ワイヤレスマクロフォンのケースを担当したときに、製品規格リストのフォームを参考として、談国芬にワイヤレスマウス製品の規格及び品番リストの提供を求めたことと抗弁に対して、調べた結果、告訴人海歐公司与三星公司との取引製品がワイヤレスマクロフォンであり、そのデータ、資料、規格項目及びフォームのいずれも、被告が談国芬から貰った資料と異なっていることが判明した。それは、証人談国芬の証言により証明でき、しかも海歐公司与三星公司との取引規格リスト (即ち告証二十七である) がファイルに付されているので、参考できることである。それ故、被告は、三星公司との取引に欠かせないものとして、始めて談国芬に製品規格の品番リストの提供を求めた云々と抗弁したことは、事実と符合せず、信用に足りぬものである。
- (7) 前記を総合すると、被告郭小明は告訴人会社の研究開発部門の従業員として、知悉した告訴人会社の商業機密を維持すべきであり、あえて自己及び致伸、浩年公司の不法利益を図るために、秘密保持の義務に違背し、連続して、告訴人会社の商業秘密を致伸、浩年公司に漏洩し、致伸、浩年公司に素早く新世代RFマウスの開発に参入させ、告訴人会社との間の不正な商業競争を行わせたことにより、告訴人会社の利益に損害を生じさせた。
- 係る行為は、刑法第342条第1項の背任罪に問われるものである。被告の犯罪動機、目的、手段、致伸、浩年公司に対して生じた利益、告訴人海歐公司に与えた損害、及び犯罪後に告訴人海歐公司との和解が成立せず、損害を賠償しなかったとの犯罪後の態度が良くないことなどすべての情状を酌量したうえ、処罰し戒めるために、主文に示す通りの刑に処するものである。



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2010 TIPLo, All Rights Reserved.